

議案第9号

大口町地下水の保全に関する条例の一部改正について

大口町地下水の保全に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、検査試料の採取に立ち会ったことを証する書面への押印を廃止することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町地下水の保全に関する条例の一部を改正する条例

大口町地下水の保全に関する条例（平成12年大口町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び押印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町地下水の保全に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(検査試料の採取)</p> <p>第7条 第5条第1項の土壤検査を行う場合には、計量証明事業者で、計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士である者に検査試料を採取させなければならない。この場合において、検査試料の採取に立ち会った者は、規則の定めるところにより当該検査試料の採取に立ち会ったことを証する書面を作成の上、それぞれ署名をしなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(検査試料の採取)</p> <p>第7条 第5条第1項の土壤検査を行う場合には、計量証明事業者で、計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士である者に検査試料を採取させなければならない。この場合において、検査試料の採取に立ち会った者は、規則の定めるところにより当該検査試料の採取に立ち会ったことを証する書面を作成の上、それぞれ署名<u>及び押印</u>をしなければならない。</p> <p>2 略</p>